



三重県公報

平成30年4月17日（火）

第 2997 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
295	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示	(福 利 厚 生 課)	2
296	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示	(同)	2
297	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
298	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	3
299	同件	(同)	3
300	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	3
公 告			
	土地改良区の役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	4
	同件	(同)	4
	同件	(同)	5
	同件	(同)	6
	同件	(同)	6
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	9
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	9
	同件	(同)	9
	平成30年度狩猟免許試験の実施	(獣 害 対 策 課)	9
	平成30年度狩猟免許更新講習及び適性検査の実施	(同)	10
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	13
	同件	(同)	13
	同件	(同)	13

(2) 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
中村 壮	■■■■■■ ■■■■■■	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2429326
山崎 徹	■■■■■■ ■■■■■■	もみ、玄米、小麦、はだか麦、大麦、大豆	K2429327

三重県告示第 298 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
松阪市飯高町乙栗子字佛の後 1125 の 1
- 2 保安林指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 299 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
桑名市多度町美鹿字杉名谷 1070、1071
- 2 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 300 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により明和町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリパワー明和店本館
多気郡明和町大字有爾中字五反田 165 番地ほか
- 2 明和町から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 4 月 17 日から同年 5 月 17 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

伊倉津井土地改良区（津市雲出伊倉津町 1112-3）

退任理事

津市雲出伊倉津町 1112-3	大 田 茂 生
〃 〃 967-1	飯 坂 友 郷
〃 〃 1049-2	倉 田 継 也
〃 〃 1004	大 西 純
〃 〃 918	山 口 清
〃 〃 1149-7	加 藤 徳 義
〃 〃 548-1	田 中 孝 昭
〃 〃 114-1	古 川 浩 司

就任理事

津市雲出伊倉津町 1112-3	大 田 茂 生
〃 〃 967-1	飯 坂 友 郷
〃 〃 1004	大 西 純
〃 〃 918	山 口 清
〃 〃 1149-7	加 藤 徳 義
〃 〃 548-1	田 中 孝 昭
〃 〃 91-3	梅 田 唯
〃 〃 1145-22	枝 川 善 継

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

大新田土地改良区（津市高茶屋三丁目 25 番 6 号）

退任理事

津市高茶屋二丁目 53 番 2 号	井 上 常 雄
〃 〃 小森町 1233 番地	北 山 幹 雄
〃 〃 一丁目 45 番 2 号	前 川 均
〃 〃 二丁目 40 番 28 号	井 上 重 徳

津市高茶屋四丁目 38 番 20 号	佐藤 研一
〃 〃 二丁目 18 番 19 号	佐藤 榮一
〃 〃 〃 12 番 7 号	堤 敦子
退任監事	
津市高茶屋二丁目 49 番 2 号	梅田 孝
〃 〃 小森町 2810 番地	正木 清次
就任理事	
津市高茶屋二丁目 53 番 2 号	井上 常雄
〃 〃 小森町 1233 番地	北山 幹雄
〃 〃 一丁目 45 番 2 号	前川 均
〃 〃 二丁目 18 番 19 号	佐藤 榮一
〃 〃 〃 40 番 28 号	井上 重徳
〃 〃 四丁目 38 番 20 号	佐藤 研一
〃 〃 小森町 2810 番地	正木 清次
就任監事	
津市高茶屋二丁目 39 番 14 号	小川 拓
〃 〃 小森町 2696 番地	水野 博

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

高郷井土地改良区（津市高茶屋三丁目 25 番 6 号）

退任理事

津市高茶屋二丁目 44 番 30 号	門口 信男
〃 〃 四丁目 38 番 20 号	佐藤 研一
〃 〃 二丁目 40 番 28 号	井上 重徳
〃 〃 一丁目 32 番 9 号	奥山 五平
〃 〃 一丁目 17 番 8 号	山本 孝昭
〃 藤方 1149 番地	松下 和夫
〃 〃 423 番地	山口 孝三
〃 〃 391 番地 1	山脇 英一
〃 〃 1120 番地	小堀 一成
〃 雲出島貫町 134 番地	花井 美博

退任監事

津市高茶屋小森町 917 番地	堤 武和
〃 垂水 1080 番地	浅田 康功

就任理事

津市高茶屋二丁目 44 番 30 号	門口 信男
〃 〃 四丁目 38 番 20 号	佐藤 研一
〃 〃 二丁目 40 番 28 号	井上 重徳
〃 藤方 1120 番地	小堀 一成
〃 高茶屋一丁目 2 番 20 号	鈴木 浩紀
〃 〃 一丁目 16 番 10 号	藤田 芳博
〃 藤方 423 番地	山口 孝三
〃 〃 1149 番地	松下 和夫
〃 〃 391 番地 1	山脇 英一
〃 雲出島貫町 134 番地	花井 美博

就任監事

津市垂水 1080 番地	浅田 康功
--------------	-------

津市高茶屋一丁目 32 番 9 号

奥 山 五 平

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

桜土地改良区（四日市市桜町 8502 番地）

退任理事

四日市市桜町 2610 番地

" " 3061 番地 1

" " 2587 番地

" " 2891 番地

" " 5293 番地

" " 104 番地

" " 63 番地

山 中 一 平

辻 修 己

勝 見 正 義

石 川 善 美

坂 井 国 男

佐 野 時 郎

谷 川 幸

退任監事

四日市市桜町 870 番地 2

" " 874 番地 1

山 原 康 廣

奥 山 正 一 郎

就任理事

四日市市桜町 2610 番地

" " 38 番地

" " 3061 番地 1

" " 4557 番地

" " 899 番地 1

" " 8495 番地

" " 572 番地 1

山 中 一 平

山 北 敬 次

辻 修 己

岡 野 博 孝

奥 山 博 一

服 部 隆 生

佐 野 貴 洋

就任監事

四日市市桜町 5312 番地

" " 2510 番地

馬 場 光 重

山 原 千 明

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

村松土地改良区（伊勢市村松町 4009 番地）

退任理事

伊勢市村松町 3906

" " 455-1

" " 1-16

" " 3752

" " 44

" " 5243-1

" 有滝町 1033

" " 2056-1

" " 2827

山 中 茂 樹

中 西 博

濱 口 節 生

浜 口 勝

濱 口 岩 男

濱 口 東

天 白 日出生

三 宅 日出夫

辻 浅 吉

退任監事

伊勢市村松町 3780-6

" 植山町 38-2

浜 口 八 州

鈴 木 規 仁

就任理事

伊勢市村松町 3906	山中茂樹
〃 〃 455-1	中西博
〃 〃 1-16	濱口節生
〃 〃 3752	濱口勝
〃 〃 44	濱口岩男
〃 〃 5243-1	濱口東
〃 有滝町 1033	天白日出生
〃 〃 2056-1	三宅日出夫
〃 〃 1082-11	中西茂弘
就任監事	
伊勢市村松町 3780-6	濱口八州
〃 植山町 38-2	鈴木規仁

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木英敬

長澤土地改良区（鈴鹿市伊船町 1009 番地の 5）

退任理事

鈴鹿市長澤町 829 番地の 5	羽田和男
〃 〃 814 番地	村山忠男
〃 〃 837 番地	羽田重成
〃 〃 1064 番地	村山森秋
〃 〃 887 番地	羽田治巳
〃 〃 1041 番地	久保忠士

退任監事

鈴鹿市長澤町 1209 番地	松井巧
〃 〃 1360 番地	村田信次

就任理事

鈴鹿市長澤町 1096 番地の 1	森田博
〃 〃 838 番地	羽田啓之
〃 〃 1071 番地	羽田民洋
〃 〃 887 番地	羽田治巳
〃 〃 1157 番地	松井健
〃 〃 1360 番地	村田信次

就任監事

鈴鹿市長澤町 830 番地	羽田義弘
〃 〃 1197 番地の 3	澤田佳寛

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木英敬

鈴鹿川沿岸土地改良区（鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号）

退任理事

鈴鹿市庄野東一丁目 15 番 33 号	須藤善信
〃 岡田一丁目 20 番 7 号	伊藤奉昭
〃 甲斐町 1137 番地	益川征
〃 野辺一丁目 18 番 9 号	原田貢
〃 十宮一丁目 16 番 11 号	岡田秀樹

鈴鹿市須賀一丁目3番22号
 // 三日市一丁目10番26号
 // 地子町793番地
 // 東玉垣町1300番地
 // 土師町454番地の1
 // 矢橋一丁目23番7号
 // 北玉垣町756番地の1
 // 林崎二丁目20番1号
 // 下箕田一丁目10番25号
 // 長太旭町二丁目1番14号
 // 一ノ宮町1224番地
 // 長太栄町三丁目6番3号
 // 高岡町560番地
 // 池田町1413番地
 // 神戸三丁目20番9号
 // 若松東一丁目7番22号
 // 若松北二丁目6番19号

四日市市楠町南川436番地

鈴鹿市西条三丁目4番1号

退任監事

鈴鹿市河田町344番地の7

// 柳町559番地
 // 高岡町907番地

就任理事

鈴鹿市庄野東一丁目15番33号

// 岡田一丁目20番7号
 // 甲斐町1137番地
 // 野辺一丁目18番9号
 // 十宮一丁目16番11号
 // 須賀一丁目3番22号
 // 三日市一丁目10番26号
 // 地子町793番地
 // 東玉垣町1020番地
 // 土師町550番地
 // 矢橋一丁目23番7号
 // 北玉垣町744番地
 // 上箕田一丁目20番23号
 // 下箕田二丁目8番24号
 // 長太旭町二丁目1番14号
 // 一ノ宮町1232番地
 // 長太栄町三丁目6番3号
 // 高岡町847番地
 // 池田町1413番地
 // 神戸三丁目20番9号
 // 若松東一丁目7番22号
 // 若松北二丁目6番19号

四日市市楠町南川436番地

鈴鹿市西条三丁目4番1号

// 白子四丁目27番20号

就任監事

松林哲次
 山中進
 大谷茂男
 長谷川英夫
 一見琢郎
 矢田輝男
 宮崎透
 松野輝昭
 矢田多留男
 橋本浩
 長尾誠道
 小川久一
 森義明
 北川保良
 伊藤雅昭
 杉本義昭
 間崎孝至
 森田正彌
 末松則子

西川光治
 山川毅博
 林基博

須藤善信
 伊藤奉昭
 益川征
 原田貢
 岡田秀樹
 松林哲次
 山中進
 大谷茂男
 保古洋郎
 瓜生和郎
 矢田輝男
 長谷圓吉
 杉本政紀
 一尾吉人
 橋本浩
 前田信也
 小川久一
 稻田利幹
 北川保良
 伊藤雅昭
 杉本義昭
 間崎孝至
 森田正彌
 末松則子
 望月広志

鈴鹿市河田町 344 番地の 7
 // 柳町 762 番地
 // 高岡台四丁目6番5号

西川 光 治
 七 里 達
 森 雅 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

市木川沿岸土地改良区（南牟婁郡御浜町大字下市木 919 番地 10）

退任理事

南牟婁郡御浜町大字上市木 2443 番地 2

東 康 高

退任監事

南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1

辻 郁 夫

就任監事

南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120 番地 1

中 村 正 男

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、雲出井土地改良区（津市高茶屋小森町字向山 1732-11）の定款の変更を認可しました。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、村松土地改良区（伊勢市村松町 4009 番地）の定款の変更を認可しました。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」といいます。）第 41 条の規定により、平成 30 年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 狩猟免許試験を行う日時、場所、試験種目及び申請書の受付期限

実施日時	会 場	試験種目	申請書の受付期限
平成 30 年 7 月 8 日（日） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 30 分から	三重県農業大学校 松阪市嬉野川北町 530	網猟 わな猟 第 1 種銃猟 第 2 種銃猟	平成 30 年 6 月 28 日（木） の 17 時まで
平成 30 年 8 月 2 日（木） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 30 分から		網猟 わな猟 第 1 種銃猟 第 2 種銃猟	平成 30 年 7 月 23 日（月） の 17 時まで
平成 30 年 9 月 1 日（土） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 30 分から		わな猟 第 1 種銃猟	平成 30 年 8 月 22 日（水） の 17 時まで

2 免許試験を受けることができる者

三重県内に住所を有する者で法第 40 条各号のいずれにも該当しないものとします。

3 受験手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書

イ 受験票

必要事項を記入し、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚を貼り付けてください。

ウ 医師の診断書

法第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書を提出してください。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とします。

エ 住民票抄本（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、必要ありません。）

(2) 受験手数料

受験しようとする狩猟免許 1 種類につき、5,200 円分（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、3,900 円分）の三重県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林（水産）事務所で受け付けますので、(1)の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

4 試験科目

(1) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

(2) 適性試験

視力、聴力及び運動能力

(3) 技能試験（(1)及び(2)の合格者に対して行います。）

猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測（網猟免許及びわな猟免許受験者は、距離の目測を除きます。）

5 試験科目の一部免除

狩猟免許を現に受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除します。

6 合格者の発表

技能試験終了後、5 日以内に合格者の受験番号を県庁掲示板及び三重県庁ホームページに掲示するとともに、掲示後速やかに受験者に合否等を郵送で通知します。

7 その他

- (1) 狩猟免許申請書及び受験票の用紙は、各農林（水産）事務所で交付するものを使用してください。
- (2) その他狩猟免許試験の詳細については、三重県農林水産部獣害対策課又は各農林（水産）事務所へ問い合わせてください。
- (3) 試験当日は、筆記用具を持参するとともに、運動のできる服装で来てください（スリッパ、草履等のご遠慮ください。）。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 51 条の規定により、平成 30 年度狩猟免許更新講習会及び適性検査を次のとおり実施します。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 日時、対象者、場所及び申請書の受付期限

開催年月日 及び受付時間	主たる対象者 (居住する住所地)	会 場	申請書受付期限
平成 30 年 6 月 12 日（火） 受付 13 時 30 分～14 時	津市	美杉総合文化センター 会議室 1、2 津市美杉町八知 5580-2	平成 30 年 6 月 4 日（月） の 17 時まで
平成 30 年 6 月 16 日（土） 受付 8 時 30 分～9 時	伊賀市及び名張市	三重県伊賀庁舎 7 階大会議室 伊賀市四十九町 2802	平成 30 年 6 月 6 日（水） の 17 時まで

平成30年6月20日(水) 受付9時～9時30分	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町及び川越町	三重県鈴鹿庁舎 4階大会議室 鈴鹿市西条5丁目117	平成30年6月11日(月) の17時まで
平成30年6月20日(水) 受付13時30分～14時	津市	津市白山公民館 農民研修所 津市白山町川口897	平成30年6月11日(月) の17時まで
平成30年6月22日(金) 受付8時30分～9時	松阪市、多気町、明和町及び大台町	三重県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町138	平成30年6月12日(火) の17時まで
平成30年6月26日(火) 受付8時30分～9時	伊賀市及び名張市	三重県伊賀庁舎 7階大会議室 伊賀市四十九町2802	平成30年6月18日(月) の17時まで
平成30年6月27日(水) 受付9時～9時30分	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町及び川越町	亀山市関文化交流センター 会議室1、2 亀山市関町泉ヶ丘1011-1	平成30年6月18日(月) の17時まで
平成30年6月28日(木) 受付8時30分～9時	松阪市、多気町、明和町及び大台町	三重県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町138	平成30年6月18日(月) の17時まで
平成30年7月1日(日) 受付8時30分～9時	尾鷲市及び紀北町	三重県尾鷲庁舎 5階大会議室(八鬼山ルーム) 尾鷲市坂場西町1-1	平成30年6月21日(木) の17時まで
平成30年7月5日(木) 受付9時～9時30分	津市	津市久居総合福祉会館北館 2階第1、第2研修室 津市久居東鷹跡町20-2	平成30年6月25日(月) の17時まで
平成30年7月6日(金) 受付12時30分～13時	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町	伊勢市ハートプラザみその 多目的ホール 伊勢市御園町長屋2767	平成30年6月26日(火) の17時まで
平成30年7月8日(日) 受付9時～9時30分	熊野市、御浜町及び紀宝町	三重県熊野庁舎 5階会議室 熊野市井戸町371	平成30年6月28日(木) の17時まで
平成30年7月11日(水) 受付12時30分～13時	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町	大紀町役場多目的センター ふるさと館 度会郡大紀町永会3838	平成30年7月2日(月) の17時まで
平成30年7月12日(木) 受付9時～9時30分	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町及び川越町	三重県桑名庁舎 3階第1会議室 桑名市中央町5-71	平成30年7月2日(月) の17時まで
平成30年7月12日(木) 受付12時30分～13時	松阪市、多気町、明和町及び大台町	松阪市飯高地域振興局 2階大会議室 松阪市飯高町宮前180	平成30年7月2日(月) の17時まで
平成30年7月12日(木) 受付8時30分～9時	伊賀市及び名張市	三重県伊賀庁舎 7階大会議室 伊賀市四十九町2802	平成30年7月2日(月) の17時まで
平成30年7月18日(水) 受付9時～9時30分	熊野市、御浜町及び紀宝町	生涯学習センター 「まなびの郷」研修室 南牟婁郡紀宝町鶴殿1147-2	平成30年7月9日(月) の17時まで
平成30年7月19日(木) 受付9時～9時30分	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町及び川越町	三重県四日市庁舎 6階大会議室 四日市市新正4-21-5	平成30年7月9日(月) の17時まで
平成30年7月19日(木) 受付12時30分～13時	松阪市、多気町、明和町及び大台町	大台町林業総合センター 大会議室 多気郡大台町江馬316	平成30年7月9日(月) の17時まで
平成30年7月19日(木) 受付8時30分～9時	尾鷲市及び紀北町	三重県尾鷲庁舎 5階大会議室(八鬼山ルーム) 尾鷲市坂場西町1-1	平成30年7月9日(月) の17時まで

成 30 年 7 月 20 日 (金) 受付 12 時 30 分～13 時	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町及 び南伊勢町	志摩市役所 4 階 401～404 会議室 志摩市阿児町鶴方 3098-22	平成 30 年 7 月 10 日 (火) の 17 時まで
平成 30 年 7 月 24 日 (火) 受付 9 時～9 時 30 分	四日市市、桑名市、鈴鹿 市、亀山市、いなべ市、木 曾岬町、東員町、菰野町、 朝日町及び川越町	いなべ市役所藤原庁舎 2 階ホール いなべ市藤原町市場 115	平成 30 年 7 月 17 日 (火) の 17 時まで
平成 30 年 7 月 25 日 (水) 受付 12 時 30 分～13 時	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町及 び南伊勢町	南伊勢町ふれあいセンター なんとう 度会郡南伊勢町村山 1132-1	平成 30 年 7 月 17 日 (火) の 17 時まで
平成 30 年 7 月 26 日 (木) 受付 9 時～9 時 30 分	熊野市、御浜町及び紀宝町	御浜町役場 3 階くろしおホール 南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1	平成 30 年 7 月 17 日 (火) の 17 時まで
平成 30 年 7 月 31 日 (火) 受付 9 時～9 時 30 分	四日市市、桑名市、鈴鹿 市、亀山市、いなべ市、木 曾岬町、東員町、菰野町、 朝日町及び川越町	菰野町役場 4 階 402～404 会議室 三重郡菰野町大字潤田 1250	平成 30 年 7 月 23 日 (月) の 17 時まで
平成 30 年 7 月 31 日 (火) 受付 9 時～9 時 30 分	津市	津市芸濃庁舎 2 階中会議室 3、4 津市芸濃町棕本 6141-1	平成 30 年 7 月 23 日 (月) の 17 時まで
平成 30 年 8 月 5 日 (日) 受付 8 時 30 分～9 時	松阪市、多気町、明和町及 び大台町	三重県松阪庁舎 6 階大会議室 松阪市高町 138	平成 30 年 7 月 26 日 (木) の 17 時まで
平成 30 年 8 月 5 日 (日) 受付 12 時 30 分～13 時	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町及 び南伊勢町	伊勢市ハートプラザみその 多目的ホール 伊勢市御園町長屋 2767	平成 30 年 7 月 26 日 (木) の 17 時まで
平成 30 年 8 月 10 日 (金) 受付 8 時 30 分～9 時	津市	三重県津庁舎 6 階大会議室 津市桜橋 3 丁目 446-34	平成 30 年 7 月 31 日 (火) の 17 時まで
平成 30 年 9 月 2 日 (日) 受付 9 時～9 時 30 分	県全域	三重県津庁舎 6 階大会議室 津市桜橋 3 丁目 446-34	平成 30 年 8 月 23 日 (木) の 17 時まで
平成 30 年 9 月 14 日 (金) 受付 8 時 30 分～9 時	松阪市、多気町、明和町及 び大台町	三重県松阪庁舎 6 階大会議室 松阪市高町 138	平成 30 年 9 月 4 日 (火) の 17 時まで

2 受講及び受検対象者

平成 30 年 9 月 14 日まで有効の狩猟免許を持っている者（平成 27 年度に狩猟免許を受けた者又は更新した者）で、狩猟免許の更新を受けようとするものとします。ただし、種類及び有効期間が満了する日の異なる 2 以上の狩猟免許を受けている者が当該狩猟免許の更新を受けようとする場合にあっては、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が満了した日の翌日において当該有効期間が満了した狩猟免許及び当該有効期間が満了した狩猟免許以外の種類の狩猟免許を更新することができます。

3 受講及び受検の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

イ 狩猟免許更新講習及び適性検査受検票

必要事項を記入し、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚を貼り付けてください。

ウ 医師の診断書等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書を提出してください。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあっては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とします。

(2) 受講及び受検手数料

更新しようとする狩猟免許 1 種類につき、2,900 円分の三重県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付け

てください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林（水産）事務所で受け付けますので、(1)の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

4 講習科目及び適性検査の内容

(1) 講習科目

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別、鳥獣の保護管理及び猟具の取扱い

(2) 適性検査

視力、聴力及び運動能力の検査

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 3 月 26 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から通知がありました。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値撮影）

2 作業地域

四日市市西大鐘町、同市北山町、同市朝明町、同市小牧町、同市札場町、同市市場町、同市西村町、同市中野町、同市高見台、いなべ市大安町梅戸、同市大安町南金井、同市大安町大井田、同市大安町門前、同市大安町平塚、同市大安町高柳、同市大安町中央ヶ丘、同市大安町石樽東、同市大安町鍋坂、同市大安町片樋、同市大安町石樽下、同市大安町丹生川久下、同市員弁町東一色、同市員弁町暮明、同市員弁町岡丁田、同市員弁町松之木、同市員弁町大泉新田、同市員弁町大泉、同市員弁町西方、同市員弁町北金井、同市員弁町平子、同市員弁町畑新田、同市員弁町石仏、同市員弁町楚原、同市員弁町御菌、同市員弁町松名新田、同市員弁町笠田新田、同市員弁町宇野、同市員弁町下笠田、同市員弁町坂東新田、同市員弁町上笠田、同市員弁町市之原、同市北勢町麻生田、同市北勢町其原、同市北勢町治田外面、同市北勢町東村、同市北勢町中山、同市北勢町麓村、同市北勢町阿下喜、同市北勢町垣内、同市北勢町東禅寺、同市北勢町別名、同市北勢町飯倉、同市北勢町瀬木、同市北勢町下平、同市北勢町向平、同市北勢町京ヶ野新田、同市北勢町畑毛、同市北勢町塩崎、同市北勢町二之瀬、同市北勢町田辺、同市北勢町川原、同市北勢町千司久連新田、同市北勢町小原一色、同市藤原町野尻、同市藤原町石川、同市藤原町川合、同市藤原町下相場、員弁郡東員町中上、同町長深、同町南大社、同町北大社、同町山田、同町大木、三重郡菰野町小島及び同町田口新田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 3 月 23 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値撮影・数値図化）

2 作業地域

鈴鹿市野町及び同市稻生町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 3 月 16 日に終了した旨、亀山市長から通知がありました。

平成 30 年 4 月 17 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（道路台帳補正業務）

2 作業地域

亀山市

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
